

ちがだい保健だよ！



横浜市立茅ヶ崎台小学校
 校長 市川 琢也
 養護教諭 渡邊 舞友
 令和8 年4月7日発行

にゅうがく しんきゅう

入学・進級おめでとうございます！

1年生・転入生の皆さん・保護者の皆さまははじめまして。養護教諭（保健室の先生）の渡邊舞友（わたなべ まゆ）です。今年度も引き続き、皆さんが元気に、よりよい学校生活が送れるように健康面でのお手伝いをしていきます。よろしくお願ひします！

4月から、健康診断が始まります。今の自分の健康状態や、1年間でどれくらい成長したかを知って、今の自分の体をよく知る機会にしてください。

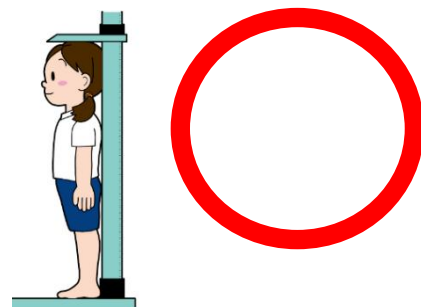
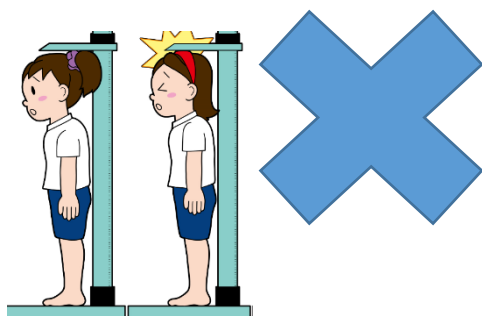


4月の健康診断



	7日(月) 入学式・着任式	8日(火) なし	9日(木) 聴力検査3年	10日(金) 聴力検診5年
13日(月) 聴力検査2年	14日(火) 聴力検査1年	15日(水) ★身体測定 5年・6年	16日(木) なし	17日(金) ★身体測定 3年・4年
20日(月) なし	21日(火) ★身体測定 1年・2年	22日(水) ★視力検査6年	23日(木) ★視力検査 あおぞら級 身体測定	24(金) ★聴力検査 あおぞら級
27日(火) ★視力検査 5年	28日(火) ★視力検査 4年	29日(火) 祝日	30日(水) ★耳鼻科検診 1・4年生 +希望者	

※身体測定では、正確な計測のため、髪の毛はサイドに結う、おろす等しておいてください。



「受診のおすすめ」について

各検査終了後、必要に応じて「受診のおすすめ」をお配りしていきます。見えにくさや聞こえなさを感ずることは、学習意欲の低下につながり、安全面においても万全ではありません。医療機関の受診をしたら、受診結果を記入して担任へ提出してください。また、受診後、学校で配慮すべきこと等ありましたら、お知らせいただければと思います。

※学校で行う健康診断はスクリーニングでは、疾病の可能性のある児童を抽出するために実施されています。**実際に医療機関を受診した結果、異常がない場合もあります。**

※定期的に病院を受診している場合には、再度受診する必要はありません。その際は、受診のお勧めにその旨を記入したうえで学校まで提出をお願いします。



嘔吐したら早退です

嘔吐してしまったお子さんについては早退(お迎え)の連絡をさせていただきます。体調不良ではない嘔吐であったとしても、嘔吐後は気分不良が続く場合が多いので、学校全体で統一させていただきます。早退後は、自宅で様子を見ていただき、必要に応じて医療機関へ受診してください。

嘔吐物が他の友達の洋服や、私物にかかってしまったら…

学校では児童の健康観察を注意深く行っていますが、間に合わずに嘔吐し、他の児童に嘔吐物がかかってしまう可能性がまったくないわけではありません。

その際は、**嘔吐をした児童のご家庭に洗濯をお願いしています。**担任から電話連絡をさせていただきます。洗ったものは学校にもってきていただき、学校が相手のご家庭に返却をします。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



校医の先生方

【内科】大山 学 先生	(大山クリニック)	Tel 941-7171
【眼科】土屋 優子 先生	(つちや眼科クリニック)	Tel 943-1108
【耳鼻科】福元 明子 先生	(なかがわ耳鼻咽喉科)	Tel 914-3800
【歯科】佐々木 康寿 先生	(佐々木歯科)	Tel 915-8585
【薬剤師】林 由美子 先生	(せせらぎ薬局 仲町台店)	Tel 943-8820



スポーツ振興センターの災害給付金制度について



学校管理下（登下校を含む）でけがをして医療機関を受診した場合、医療費の一部給付（災害給付金）が受けられる制度です。医療点数500点以上の受診で小児医療制度を使用した場合でも、現金で500円の給付が受けられる計算になります。（500点未満の受診では申請対象外となります。）

R8年度から加入は任意になっており、すぐメール配信で加入の確認をしますのでご回答をお願いします。加入費は、学校納入金の中で全学年お子さんお一人につき460円を引き落としさせていただきます。）

メリット① 学校事故に強い保証制度 ～学校事故に特化した保証制度です～

・学校で起こりうるけが（例：永久歯の破折・完全脱臼など）に対しての保証があり、**条件を満たした場合に見舞金を受け取ることができます。**

・けがなどにより、後遺症が残った場合は、その程度に応じて4,000万円（1級）から88万円（14級）の見舞金が支給されます。（ただし、登下校中の場合は、半額になります。）

メリット② 治療が長引いた場合も安心！

負傷等の初診から最長10年間申請できるため、市外に転出等によって、医療助成制度（小児医療助成制度等）対象外になった場合でも、**治療が継続していれば申請して給付金を受け取ることができます。**

横浜市で医療費が無料になるのは18歳までになっており、治療が長引いてしまった場合にも安心です。



※受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります（受診した月ごとに時効が起算されます）

※申請には病院が記入する書類が必要になりますが、病院によっては文書料が発生することがあります。

※ここでの説明は簡易的なものです。詳しくは養護教諭の渡邊までお問い合わせください。